



みなみ

12

2013 December

No.93



スポーツの秋まっしぐら
町民運動会

主な内容

- 平成26年度 保育園入園について … P2~3
- 年末年始役場業務のご案内 … P5
- シリーズ地籍調査! … P9
- 町民運動会 … P12
- お知らせ … P13

広報みなみ HP

保育園の入園お申込みは 平成26年1月6日(月)～17日(金)まで

平成26年度の保育園入園申込みの時期になりました。

保育園へ入園を希望される方は、各保育園または役場保健福祉課・由岐支所住民室で申込書等必要書類を受取り、申込書をよく読んで保育の実施を必要とする理由をできるだけ具体的にご記入のうえ、お申込みください。

また、現在お子様が入園中で26年度も引き続き入園を希望する方についても申込書・源泉徴収票・就労等証明書等其他書類については、家庭状況の把握や保育料の決定の際にも必要となりますので、次の日程により必要書類を入園希望の保育園へ提出してください。

◎申込受付期間及び時間

平成26年1月6日(月)～1月17日(金)の8時30分～16時30分まで(土・日曜日・祝祭日を除く。勤務等の都合でこの時間以外に申込みたい場合は、前もって各保育園へご相談ください。)

◎受付場所：受付は各保育園で行います。(簡単な面接を行いますので、お子様と共にお願いします。)

日和佐保育園 ☎77-0092 赤松保育園 ☎79-3002

由岐保育園 ☎78-0547 木岐保育園 ☎78-0670 阿部保育園 ☎78-0672

4月当初からの入園でなく年度途中から入園を希望されている場合も、平成26年1月6日～1月17日までに希望する保育園までご連絡ください。

◎希望する保育園をお選びください。入園申込書には、第一希望、第二希望をお書きください。

保育園名	対象年齢 (平成25年4月1日現在)	平日・土曜日 開園時間
日和佐保育園 (定員70名) 美波町奥河内 ☎77-0092	6ヶ月児～3歳児 平成22年4月2日～平成25年10月1日までに生まれた子	7時30分 ～ 18時00分
赤松保育園 (定員30名) 美波町赤松 ☎79-3002	1歳児～5歳児 平成20年4月2日～平成25年4月1日までに生まれた子	
由岐保育園 (定員60名) 美波町西の地 ☎78-0547	6ヶ月児～5歳児 平成20年4月2日～平成25年10月1日までに生まれた子	
木岐保育園 (定員30名) 美波町木岐 ☎78-0670	1歳児～5歳児 平成20年4月2日～平成25年4月1日までに生まれた子	
阿部保育園 (定員30名) 美波町阿部 ☎78-0672		

■保育園事業

◎各保育園では次のような事業を行っております。

- ・子育て支援事業 (一時的保育事業)
- ・子育て相談事業 (小児科医・臨床心理士・言語医・特別支援巡回指導員・保健師との連携)
- ・4・5歳児に対する外国人講師による英語遊び
- ・交流事業 (地域・福祉施設・老人クラブ等・町内小中学校・他園)
- ・地域活動事業 (祭り・運動会等参加)
- ・食育指導 (給食参観・アレルギー食検討会・クッキング等)
- ・園開放

※園により多少の違いがあります。

■広域入所について

平成24年4月1日から阿南市の保育所に入所申込ができるようになっていますが、入所申込日・入所基準など詳しいことについては、役場保健福祉課(☎77-3614)・由岐支所住民室(☎78-2212)へお問い合わせください。

児童手当制度のご案内

- ◆**支給対象** 町内に住所があり、中学校修了までのお子さんを養育しているかたが対象となります。
 ※公務員の方は、勤務先でのお手続き、勤務先からの支給になります。
 ※児童福祉施設等に入所されている場合や里親等に委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親等に支給します。
 この他の支給要件もあります。詳しくは保健福祉課までお問い合わせください。
- ◆**支給額** <所得制限額未満の方>
 0歳～3歳未満（一律） 15,000円（月額）
 3歳～小学校修了前（第1子・第2子） 10,000円（月額）
 3歳～小学校修了前（第3子以降） 15,000円（月額）
 中学生（一律） 10,000円（月額）
 <所得制限額以上の方>
 0歳～中学生（一律） 5,000円（月額）
 ※第何子目かは、養育する18歳到達後最初の3月31日までの児童のうち、年長から順に数えます。
- ◆**支払時期** 原則として、6月、10月、2月にそれぞれ前月分までが支給されます。
- ◆**関係届出・手続一覧** 受給該当の方は、各種届や請求書を提出する必要があります。
 ※届が遅れますと手当が支給されなかったり、過払い分を返金していただくことになります。（出生や転入手続きは、15日以内の申請が必要です。）

提出を必要とするとき	届出の種類
新たに受給資格が生じたとき（初めてお子さんが生まれた・養育するようになった。）	認定請求書
毎年6月（すべての受給者） ※必須	現況届
出生などにより養育児童が増えたとき	額改定認定請求書
受給者の離婚や施設入所などにより養育児童が減ったとき	額改定届
受給者の離婚や施設入所などにより養育児童がいなくなったとき	受給事由消滅届
受給者が公務員になったとき	受給事由消滅届
受給者または養育している児童の住所が変わったとき	住所変更届 受給事由消滅届
受給者または養育している児童の名前が変わったとき	氏名変更届
振込口座を変更したいとき	金融機関変更届

児童に係る各種手当について

児童に関する各種手当について皆さんご存じでしょうか？ いずれの制度も自分から請求しなければ対象となりません。一度自分の受けている手当を見直し、請求を忘れている方は早めに請求してください。

児童扶養手当	
対象者	父又は母と生計を共にしていない児童を養育している方に支給されます。 ※所得が多い場合支給されないことがあります。 ※H22年8月から父子家庭も対象となりました。
支給期間	児童が18歳に達した年度末まで
支給金額	1人の時 9,710円～41,130円 2 // 14,710円～46,130円 3 // 17,710円～49,130円 4人以上 3人の額に、一人3,000円が加算
	所得によって変動します。
特別児童扶養手当	
対象者	障害児を養育している方に支給されます。 ※所得が多い場合支給されないことがあります。
支給期間	20歳の誕生日の前月まで
支給金額	お問い合わせください。

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎ 77-3614



平成26年度 美波町臨時職員（保育士・幼稚園教諭）を募集!!



1. 募集内容 ・保育士 17名程度 ・幼稚園教諭 3名程度
2. 提出書類 (1)履歴書(市販用紙、要写真貼付) (2)免許資格証の写し
3. 応募受付 (1)受付場所：美波町役場総務企画課又は住民室
(2)応募締切：平成26年1月17日(金)まで ※郵送の場合は必着
4. 選考方法 面接 ※試験日については、応募された方、各人宛にご連絡します。
5. 応募資格



- (1) 保育士資格または幼稚園教諭免許(平成26年3月末までの保有見込含む。)
- (2) 心身共に健康な人(年齢、性別は問いません。)
- (3) 次の事項に該当しない人
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む)
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 美波町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

6. 勤務条件等

- (1) 雇用期間：平成26年4月2日より平成26年9月30日まで(6ヶ月のみ更新あり)
- (2) 勤務時間：7:30～18:15の間の7時間45分(交替制勤務)
- (3) 賃金：月額142,000円、一時金：6月100,000円・12月150,000円(平成25年度実績)
- (4) 通勤手当：正規職員に準じて支給。ただし、町有地に駐車する場合は、駐車場使用料必要。
- (5) 社会保険：健康保険・厚生年金・雇用保険加入
- (6) 休日・休暇：週休2日制、有給休暇5日/6月、特別休暇：夏季3日、忌引休暇有

7. 特記事項

- (1) 臨時職員として任用されている間の身分は地方公務員となりますので、守秘義務や営利企業等の従事制限(兼業の禁止)等、地方公務員としての義務が課されることとなります。
- (2) 応募いただいた履歴書は採否に関わらずお返しいたしません。



【お問い合わせ先】 役場総務企画課 ☎0884-77-3611

※郵送の場合の送付先
〒779-2395 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1
美波町総務企画課

年末年始役場業務のご案内

役場の一般業務は、**12月28日(土)～1月5日(日)**まで休ませていただきます。

◆住民生活課 (77-3613)	◎死亡届、出生届、婚姻届などの戸籍の届出は当直が受付しますが、 <u>印鑑証明、戸籍謄抄本、住民票などの発行は取り扱いいたしません。</u>
◆住民室 (78-2212)	◎火葬場は、1月1日(水)だけ休ませていただきます。 ◎ゴミ収集は、12月30日(月)まで平常どおり行います。12月31日(火)～1月5日(日)まで休ませていただきます。1月6日(月)から平常どおり行います。
◆保健福祉課 (77-3614) ◆税務課 (77-3615) ◆住民室 (78-2211)	◎証明書の発行は、 <u>取り扱いしません。</u>
◆水道課 (77-0210) ◆地域振興室 (78-2214)	◎休開栓の受付は、役場(77-1111)、由岐支所(78-1111)で行います。 配水管の漏水などを発見しましたら役場、または由岐支所までお願いします。
◆日和佐公民館 (77-0028)	◎公民館、及びテニスコートなどの使用申込、使用料の受領などは当直者が行います。 使用時間については、8時30分～17時までです。
◆由岐公民館 (78-0007)	◎12月29日(日)～1月3日(金)まで休館し、1月4日(土)から開館します。
◆日和佐図書・資料館 (77-2733)	◎12月28日(土)～1月3日(金)まで休館し、1月4日(土)から開館します。
◆うみがめ博物館 (77-1110)	◎12月29日(日)～12月31日(火)まで休館し、1月1日(水)から開館します。
◆ぼっぼマリン (78-2933)	◎12月30日(月)～1月1日(水)まで休館し、1月2日(木)から開館します。
◆日和佐総合体育館 (77-3001)	◎12月30日(月)～1月3日(金)まで休館し、1月4日(土)から開館します。 使用申込は、休館中できません。
◆由岐B&G海洋センター (78-0201)	◎12月28日(土)～1月4日(土)まで休館し、1月5日(日)から開館します。

■教育委員会からのお知らせ

平成25年度

美波町 成人式 について

日時 平成26年 **1月3日(金)** 午前10時～
(受付：午前9時30分～10時)

場所 **美波町コミュニティホール**
(美波町役場本庁舎横)

町民の皆さま、多数ご来場いただき新成人をお祝いいたしますようご案内いたします。

【お問い合わせ先】

日和佐公民館 ☎ 77-0028
美波町教育委員会 ☎ 77-3620

■消防防災課からのお知らせ

平成25年度

美波町消防団 出初式 について

日時 平成26年 **1月5日(日)** 午前10時～

場所 **日和佐グラウンド**

※11時30分頃(予定)から、消防団による放水実演を日和佐川下流で行います。

【お問い合わせ先】

役場消防防災課 ☎ 77-3619



国民健康保険税の特別徴収（年金からの天引き）を 口座振替へ変更できます

特別徴収（年金からの天引き）から口座振替へ納付方法の変更を希望する方は、役場保健福祉課または由

岐支所住民室に申し出をしてください。（申し出については随時受付をしていますが、特別徴収の中止処理

には時間を要するため、申し出の時期により中止できる年金支払い月が違います）

平成25年4月2日から平成26年4月1日までの間に65歳になられた（なられる）世帯主の方および美波町に転入された世帯主の方で、下記の条件をどちらも満たす場合は、平成26年度から新たに特別徴収の対象者になります！

下記の条件をどちらも満たす世帯主の方で、平成25年4月2日から10月1日までに65歳になられた方および美波町に転入された方は、原則、平成26年4月から特別徴収が始まります。また、それ以降に65歳になられた（なられる）方および転入された方は、平成27年6月以降から順次特別徴収が始まります。

4～8月の特別徴収の金額は平

成25年度の年税額から計算した金額になります。

特別徴収の対象となる条件

世帯主を含む世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満である世帯の世帯主の方（ご自身が国保に加入していない擬制世帯主の方は除きます）

年額18万円以上の年金を受給している方（複数の年金を受給している方は、全部の金額の合計ではなく1つの年金で18万円以上であること）

ただし、介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の1/2を超える場合は対象となりません。

平成26年度中に新たに特別徴収の対象者になる予定で、口座振替を希望する方は事前に申し出をお願いします。

平成26年4月から特別徴収を中止する場合は、平成26年1月31日（金）までに申し出をしてください。6月以降に対象者となる方も、お早めに申し出をお願いします。（申し出の時期により中止できる年金支払い月が違います）

特別徴収の場合、年金受給者（本人）がその国民健康保険税を支払ったものとして、所得税や住民税の申告の際に社会保険料控除が適用されます。

平成26年4月から特別徴収を中止して、7月からの口座振替へ納付方法の変更を希望する方は、平成26年1月31日（金）までに申し出をしてください。「普通徴収（口座振替）申出書」と「口座振替依頼」が必要です。

口座振替への変更で ご注意ください

1、これまで口座振替をご利用できなかった方は、役場・支所への申し出の前にご希望の金融機関へ「口座振替依頼書」を提出してください（提出の際に口座の届出印が必要になります）。その後、役場・支所への申し出をお願いします。

美波町役場への特別徴収から普通徴収変更の申し出（申出書は本庁・支所にあります）

金融機関への口座振替依頼（国保税の口座登録がない方）金融機関で手続きしてください。

右記2つの申し出と依頼が必要

要になります。

利用できる金融機関

- ・阿波銀行 本支店
- ・徳島銀行 本支店
- ・かいふ農業協同組合 本支所
- ・徳島県信用漁業協同組合連合会 各代理店
- ・四国内のゆうちょ銀行・郵便局

2、口座振替に変更した場合、その分の社会保険料控除は口座振替で支払った方に適用されます。これにより世帯全体の所得税や住民税が減額になる場合があります。

3、これまでの滞納理由等により、今後も確実な納付が見込めないと判断される場合は、口座振替への変更をお受けできないことがあります。また、変更後に滞納が発生した場合は年金からのお支払いに戻させていただきます。

【お問い合わせ】

役場保健福祉課 ☎ 77 3614

架空請求やワンクリック詐欺にご注意を!!

「パソコンで、無料のアダルトサイトにアクセスし、『18歳以上ですか』の問いに『はい』をクリックしたら、突然『登録料を振り込むように』という画面が表示され、パソコンを再起動させても、請求画面を消すことができない」、という相談があります。

サービスの申込み手続きをしていないのに、一方的に料金請求をしてくるようなサイトは、ほぼ間違いなく悪質業者です。料金請求の画面を目にすると、焦ってしまいがちですが、有料であることの承諾をした覚えがないのに請求に応じる必要はありません。架空請求を行う悪質なサイトを閲覧してしまった場合には、絶対にサイト業者に住所や電話番号を教えるべきではありません。脅しの請求画面が表示されても、無視をすれば問題は起きないのです。安易にサイト業者に連絡すると、登録料を支払うよう脅迫されたり、個人情報をお知らせすることになりかねないので、サイト業者に連絡をするのは、絶対に止めましょう。



詐欺請求の画面を消すには、システムの復元をするのが有効とされています。方法については、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）の解説ページ

<http://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html>

が参考になります。

また、最近ではスマートフォンにおいて、料金請求画面に自分の電話番号やメールアドレスが表示された場合は、不正なアプリケーションによって、端末の個人情報が相手に伝わっている可能性があります。相手業者から料金請求の電話がかかってきたり、メールが送られてきた場合は、電話の着信拒否やメールの受信拒否等で対応してください。アプリをダウンロードをする際は十分にご注意ください。





防災すだちくん

平成25年度

南部総合 防災訓練

お知らせとお願い

訓練にあたっては、皆様にご迷惑をおかけする場合がありますが、ご理解とご協力をお願いします

1 日和佐道路が通行できません

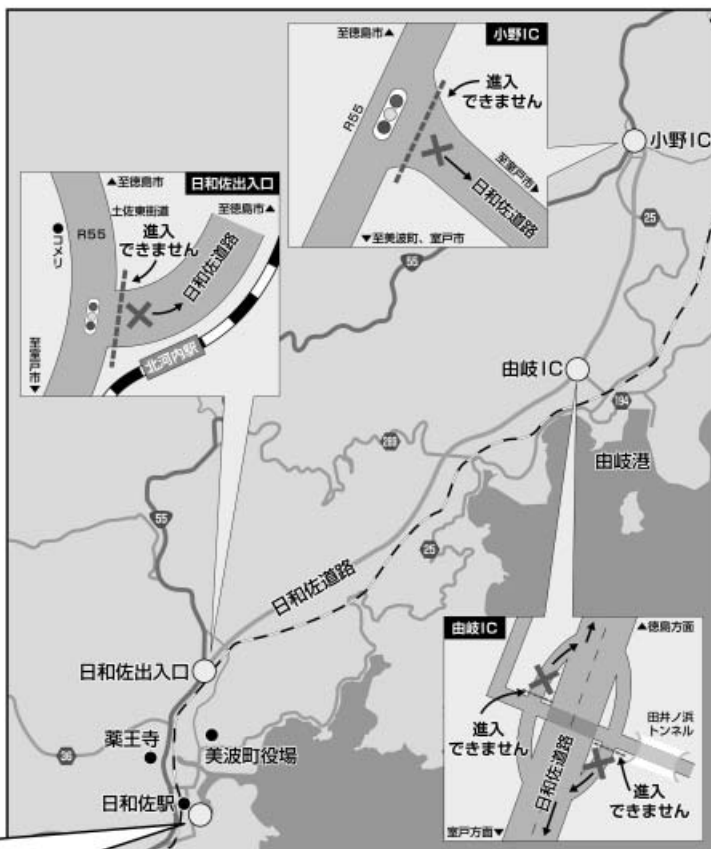
訓練のため、日和佐道路（小野IC～日和佐出入口）を一時通行止めとします。申し訳ありませんが、う回路をご利用下さい。また、周辺道路が混み合うおそれがありますので、余裕を持ってお出かけ下さい。

【通行止】 12月15日（日）13:00～14:00
 ※規制中は由岐ICからも進入できません。
 ※高速バスは通行可能です。

2 ヘリコプターが訓練に参加します

人命救助訓練などのため、ドクターヘリ、自衛隊ヘリなどのヘリコプターが飛行し、一部の会場に着陸します。騒音等でお騒がせしますがご理解をお願いします。

【飛行日時】 12月15日（日）9:00～16:00
 【飛行場所】 県南部圏域



とき **12月15日** (小雨決行)

- ★主会場における訓練 14:00～16:00
- ★各市町会場における訓練 (阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町)
- ★日和佐道路における訓練 13:00～14:00
- ★日和佐港周辺における訓練 9:00～10:30頃、13:30～14:00頃

ところ **主会場 旧 県立水産高校**

(徳島県海部郡美波町奥河内字弁才天23-1)

各市町会場 阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町の公民館、学校など(会場、時間についてはお問い合わせ下さい)

参観無料ですのでぜひご来場下さい。

※荒天時や災害発生時には、予告なく訓練を中止することがあります。

徳島県 お問い合わせ

徳島県危機管理部南海地震防災課
 徳島県南部総合県民局津波減災部

TEL.088-621-2716 FAX.088-621-2987
 TEL.0884-74-7273 FAX.0884-77-3851

シリーズ地籍調査！ その6

ちせきちょうさ 地籍調査Q&A

Q1 地籍調査で民地と民地の境界も、町が決めてくれるのですか？

A1 地籍調査は、あくまでも隣接土地所有者同士で決めた境界を確認して調査を行うもので、町が民地と民地の境界を決定することは出来ません。あらかじめ関係者の間で境界の確認をお願いします。

Q2 立会における交通費や立会経費は支給されるのですか？

A2 地籍調査は皆さんの財産である土地を明確にするために行われることから交通費や立会経費を支給する制度はなく、個人負担となります。ただし、調査に必要となる測量等の費用については、国50%、県25%、町25%の割合で負担しますので、個人負担はありません。

Q3 一筆地調査のときに、所有者等の立会がなぜ必要ですか？

A3 所有者の立会は、正確でかつ所有者等が納得のいく現地調査を実施するために行われるものです。境界を確認するための地図等の資料が十分に整備されていない現状においては、必要不可欠なものです。

Q4 一筆地調査の立会は、必ず行かなければならないのですか？

A4 境界の立会が行われない場合は、その土地について「※^{ひっかいみでい}筆界未定」となり、その旨が、土地登記簿に記載されます。そうすると今後の登記申請等に制限を受けることになるため、できる限り、ご協力いただければ幸いです。

Q5 当日、どうしても都合が悪く立会に行けない場合はどうすればよいですか？

A5 どうしても当日に出席できない場合は、委任状を作成し、代理人に立会していただくようお願いいたします。なお、ご家族の方が代理でも委任状が必要です。

Q6 現地立会の日はどうしても都合がつかず、所有地周辺には知り合いがいません。代理人を探せませんがどうすればいいでしょうか？

A6 原則、立会する人がいない場合は、杭などを打つことができません。ご都合のつかないときは、早めにご連絡ください。日程を変更して、現地立会を行わせていただきます。

Q7 登記簿の面積と調査後の面積が大きく変わった場合、調整を行ったりするのですか？

A7 地籍調査は、土地所有者の皆さんが境界立会して定めた境界を確認し、測量を行うものです。面積が増減しても、登記簿の面積と整合させるような調整は行いません。

Q8 地籍調査が終わったら、設置された杭などは抜いてしまってもいいのですか？

A8 地籍調査により設置された杭などについては、法律で保全が義務付けられています。杭などを破損したり、移動させると法律により罰せられる場合があります。また、杭などを個人の方が撤去された場合、必要なときにすぐ使えなくなり不便が生じるだけでなく、復元に関する費用は個人の方の負担となりますので、杭の保全にご協力をお願いします。

「※^{ひっかいみでい}筆界未定」による制限

- ①相続、贈与、売買などで分筆する場合、分筆が非常に困難になります。
- ②合筆や農地転用が困難になります。
- ③筆界未定地を解除する場合、自分たちの費用で測量し、法務局で地図と地籍の訂正が必要になり、大変な手間と費用が必要になります。

—— ちせきちょうさ
地籍調査！（あなたの土地を再確認）子や孫に ^く悔いを残さず ^く杭残そう！ ——

地籍調査を順調に進めていくために、皆様のご理解とご協力をお願いします。

役場建設課用地係 地籍調査担当 ☎ 77-3618

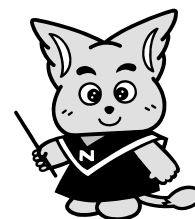


— 境界確認 —



国民年金だより

「扶養親族等申告書」は期限までに提出を！



老齢もしくは退職を支給事由とする年金は、所得税法上「雑所得」として所得税がかかります。

翌年支払われる年金から所得税の各種控除を受けるためには、現在、日本年金機構から送付の「扶養親族等申告書」を提出していただき、年金にかかる所得税の計算を行いますので、提出期限 **平成25年12月2日(月)** までに日本年金機構へ提出してください。

提出が遅れたり、提出されなかった場合には、各種控除が受けられず、提出した場合と比べて多くの所得税が源泉徴収されますので、ご注意ください。

なお、次の方は課税の対象となりませんので、申告書の提出は必要ありません。

- ・ 支払年金額(年額)が108万円未満の方(65歳以上は158万円未満の方)
- ・ 障害年金・遺族年金を受けている方

「扶養親族等申告書」に関するQ & A

〈Q 1〉 扶養親族等申告書を送付されてきましたが、扶養親族等がない場合も提出する必要がありますか？

〈A 1〉 当該申告書が提出されないとご自身の基礎控除等を受けることができませんので、控除を受けるために提出してください。

〈Q 2〉 申告書を提出した場合は、確定申告の必要はないのですか？

〈A 2〉 次のような方は、扶養親族等申告書を提出した場合でも、税務署に確定申告が必要となります。

- ・ 年の途中で、扶養親族等の人数が増減するなどにより申告した扶養親族等申告書の内容に変更が生じた方(扶養親族等が年の途中で死亡された場合は、その年の扶養親族等として申告できます。)
- ・ 年金以外の収入(給与など)がある方
- ・ 他の公的年金を受給している方
- ・ 生命保険料控除、社会保険料控除、医療費控除などを受けようとする方

〈Q 3〉 提出期限が過ぎてしまった場合、どうすればよいですか？

〈A 3〉 提出期限が過ぎてしまった場合でも、すみやかにご提出ください。

【お問い合わせ先】 役場住民生活課 ☎ 77 - 3613



美波町では、昭和44年4月1日(旧日和佐町)から姉妹都市提携をオーストラリア ケアンズ市と締結しており、以後、教育、文化など様々な分野で交流をしています。

この度、ケアンズ市姉妹都市交流委員会から、各姉妹都市から2名の学生を招待し、ホームステイや現地での交流活動や市内視察を通して、学生たちの国際理解や友好交流を深めるプログラムの案内がありました。平成23年に第1回「若者大使事業」が開催され、今回で2回目の開催となります。

参加を希望される美波町在住高校1年生、中学3年生、及びその保護者の皆さまは、役場総務企画課にあります応募用紙にて応募ください。

申込み人数が多い場合、書類審査、及び抽選により参加者を決定いたします。

詳しい内容については、役場総務企画課(☎77-3611)までお問い合わせください。

- 募集人数** 2名(美波町在住高校1年生、及び中学3年生)
※平成26年4月現在 高校1年、2年生
- 期 間** 平成26年8月1日(金)～8月11日(月)
- 経 費** 自己負担金 5万円程度
※パスポート取得費など別途個人負担金も
ありますのでご了承ください。
- 締め切り** 平成26年1月27日(月)

【お問い合わせ先】 役場総務企画課 ☎77-3611



宝くじによるコミュニティ助成事業(一般コミュニティ助成事業)により、西由岐町内会が西由岐八幡神社秋祭りで練り回る「お神輿」の修繕を行いました。

また、恵比須浜田井町内会ではイベントで使用する備品や美化活動の備品などを整備し、地区で開かれる祭りなどで活用しています。



この助成事業は、宝くじの普及広報事業の一環として実施しています。宝くじの収益金は、学校・図書館などの教育施設の設備をはじめ、道路・橋梁・公園・社会福祉施設などの建設改修など、皆さまの日常生活に役立つように使われます。

平成25年度コミュニティ(宝くじ)助成事業

西由岐町内会は「お神輿」を修繕
恵比須浜田井町内会は
「イベント及び美化活動備品」の整備
をしました!





町民運動会



11月3日(日)、日和佐、由岐両地区において、町民運動会が開催されました。

日和佐地区では、山河内公民館が昨年のリベンジを果たし、見事に優勝しました。由岐地区においても、木岐町内会が「今年こそは！」とみんなが力を合わせて、今大会は優勝旗を手にしました。

今年は、不安だった天候も最後までなんとか持ちこたえ、参加者は地域の誇りと名誉をかけ、小さいお子さんからお年寄りまで元気いっぱいの町民運動会となりました。

日和佐地区運動会 11月3日(日)

優勝：山河内公民館

準優勝：北河内公民館



由岐共楽運動会 11月3日(日)

優勝：木岐町内会

準優勝：西由岐町内会



【金銭債務に関する無料相談会】開催のお知らせ

借金を抱えてお悩みの県民の方を対象に、法律専門家による無料の相談会を開催します。

多重債務といった借金問題は解決できます！秘密は厳守しますので、是非この機会に御相談ください！徳島弁護士会所属の弁護士が相談をお受けします。

日時 平成25年12月21日 午後13時～16時

場所 南部総合県民局 阿南庁舎2階会議室(阿南市富岡町あ王谷46)

受付 相談料、無料。予約不要(先着順です)。当日会場で受け付けします。

お問い合わせ先

徳島県消費者情報センター

☎ 088-623-0612
FAX 088-623-0174

工業統計調査を実施します

○工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に12月31日時点で実施します。

○工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにす

ることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。

○調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として活用されます。

○調査票に御記入いただいた内容は、統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することは絶対にありません。

○調査の趣旨・必要性を御理解いただき、御回答をよろしくお願いたします。

お問い合わせ先

役場総務企画課

☎ 77-3611



最低賃金が改定されました

徳島県最低賃金

時間額 666円

(平成25年10月30日から)

お問い合わせ先

徳島労働局賃金室

☎ 088-652-9165

林業の仕事をしていませんか？

林業、退職金共済制度(林退共)

に加入していたが、退職金をまだ受け取っていない方を探しています。

以前、林業の仕事をしていたが、ご自身が林退共へ加入していたか分からない方についてもお調べいたします。

また、罹災された共済契約者及び被共済者の皆様に対し、各種手続(共済手帳の紛失、退職金の請求等)の必要が生じた場合はできる限りの範囲において速やかに対応したいと考えておりますので、最寄の支部又は本部へお問い合わせ、ご相談下さいますようお願いいたします。

お問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部

〒170-8055
東京都豊島区東池袋1-24-1
ニッセイ池袋ビル

☎ 03-6731-2887
FAX 03-6731-2890

※詳しくはホームページでもご案内しています。

http://www.rintaikyotai.
syokukin.go.jp/

県立南部テクノスクール 職業訓練生募集

訓練科 IT技能科3
内容 ワード、エクセル、パワーポイント 等

定員 15名

対象 離転職者等で、公共職業安定所長から受講あつせんを受けた人

訓練期間 2月19日～5月

16日(土・日・祝日は休校日)

訓練時間 9時～16時

訓練場所 四国進学会 阿南校

受講料 無料 ※テキスト代は

自己負担

申込期間 12月18日～1

月29日

申込先 居住地を所管する公共

職業安定所へ

お問い合わせ先

公共職業安定所または南部テクノ

スクール

☎ 0884-26-0250

放送大学4月生募集のお知らせ

創立30周年を迎えた放送大学では平成26年度第1学期(4月入学)の学生を募集中です。

放送大学はテレビ等の放送やインターネットを通して学ぶ通信制の大学です。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。

働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で幅広い世代、職業の方が学んでいます。

出願期間 2月28日まで

※資料を無料で差し上げています。お気軽に放送大学徳島学習センター(☎088-602-0151)までご請求ください。放送大学ホームページでも受け付けております。

親権制限制度

知っていますか

児童虐待から子どもを守るつ

親権制限事件とは

父親、または母親の親権(財産管理権)の行使に問題がある場合に、その父親や母親の親権を失わせる「親権喪失」、2年以内の期間に限り親権を行使することができないようにする「親権停止」、未成年の子どもの財産を管理する権利、財産管理権を失わせる「管理権喪失」の3つの事件をさします。

このうち、「親権停止」は、児童虐待の防止を図るために、平成24年4月に新設された制度で、親権を失わせるまでの必要はない事案でも、子どもの利益を守るために、必要に応じて親権を制限できるようにしました。

お問い合わせ先

徳島県家庭裁判所事務局総務課
☎ 088-603-0111



教育委員会からのお知らせ

12月定例教育委員会開催の日程について

- 日時 平成25年12月25日(水)
午前9時30分～
- 場所 日和佐公民館 3階会議室

Sマークは厚生労働大臣認可の標準営業約款制度に従って営業している理容店・美容店・クリーニング店などの表示です。



Sマーク 標準営業約款

標準約款制度「Sマーク」は、消費者の皆さまにご利用いただく際の安全・安心の目印です。

1月 まちの相談カレンダー

2日	木	休	み
8日	水	行政相談 (13:00~15:00)	由岐公民館
9日	木	心配ごと相談 (9:00~12:00)	日和佐老人福祉センター
		行政相談 (9:00~12:00)	日和佐老人福祉センター
14日	火	人権相談 (9:00~12:00)	日和佐隣保館
16日	木	心配ごと相談 (9:00~12:00)	日和佐老人福祉センター
23日	木	心配ごと相談 (9:00~12:00)	日和佐老人福祉センター
30日	木	心配ごと相談 (9:00~12:00)	日和佐老人福祉センター

美波町社会福祉協議会事務局では、心配ごと相談を随時受付しております。

(受付日/月~金 8:30~17:00 土・日・祝祭日休)

連絡先/美波町社会福祉協議会 ☎77-0342
由岐支所 ☎78-1792

町民文芸

由岐句会

- 先人の漁場開拓鷹渡る
小春日の温もり膝に小物縫う
島岬波のとどろに鷹渡る
賜りし余生大事に小六月
舟の尾に波紋広がる小春風
勤行の鐘よくひびく露の朝
首の骨廻せば鳴りぬ秋の風
子の机ひろく使って冬籠る
手作りの蒔弱まるき小春かな
しるがねの雲と旅する水の秋
小春風波止にもたれて釣談義
- 住谷 喜舟
米山 玉子
由岐 亮子
戎谷 久代
戎谷 利公
松内 きぬ
松内 澄魚
下町 昭
森 浄子
中川 秀司
森本富美子

木岐句会

- 新海苔を咬めば広がる磯の味
秋澄むや頼り頼らる娘のありて
- 湊 とおる
三谷 静枝

日和佐短歌会

- 西国の石山寺の名にし負う石を配する庭に紅葉映ゆ
雨毎に寒さ募りし峡の里袖子はたわなに色づき初むる
ゆく秋の夕方空を見上げれば三羽の鷺が西に飛び行く
街路樹の色づき初めし道をゆく人と犬とが歩調合せて
- 福井 郁子
栗林 和子
小延 恭弘
本庄たえ子

投稿(短歌)

広辞苑殿パズル遊びに駆りだされ代打満塁ホームラン打つ

下町 昭

日和佐句会

- 名刹の句碑に膝つく薄紅葉
七色に朝日を映す露の玉
蒼つく那賀川野菊欲しがられ
がむしやらに子が振る網や赤とんぼ
秋耕を了え夕映をひとりじめ
- 橋本たかき
本庄 潮乃
白河 輝女
福井 咲希
岡本 真砂

時雨庵俳句会

- 草風辿りし径を語りけり
阿波鳴に母情沁み入る暮の秋(大戸)
- 勝瑞 高春
名田みやや女



町民文芸のコーナーに掲載を希望される場合は、総務企画課(☎77-3611)まで連絡をお願いします。原稿は前月の20日前後までに提出してください。

図書館カレンダー

12月の予定							休館日
日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30	31					

1月の予定							休館日
日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30	31		

- 『開館日・時間』 火曜日～金曜日…午前10時から午後6時まで
土曜日・日曜日…午前10時から午後5時まで
- 『休館日』 毎週月曜日(祝日に当たるときは翌日も) 祝日と年末年始

図書館だより

No.093
2013年12月号

めずらし写真展

12月5日(木)～12月25日(水) 2Fギャラリー



新着本

- 疾風ロンド
- 黒猫の刹那あるいは卒論指導
- 真夜中のパン屋さん 午前3時の眠り姫
- 悪医
- 新釈にっぽん昔話
- あなたの人生、片づけます
- 二重螺旋の誘拐
- 世の中それほど不公平じゃない
- 大江戸ドクター
- 天使の柩
- はなとゆめ
- ジャーニー・ボーイ
- 上流階級
- いつの日も泉は湧いている
- ゼロワン
- 影を買う店
- ひこばえに咲く
- 新検察捜査
- 外田警部、カシオペアに乗る
- 名もなき日々を
- 花咲小路四丁目の聖人
- 花咲小路一丁目の刑事

東野 圭 吾
森 晶 磨
大沼 紀 子
久坂 部 羊
乃南 ア サ
垣谷 美 雨
喜多 喜 久
浅田 次 郎
和田はつ子
村山 由 佳
冲方 丁
高橋 克 彦
高 殿 円
盛田 隆 二
深山 亮
皆川 博 子
玉岡かおる
中嶋 博 行
古野まほろ
宇江佐真理
小路 幸 也
小路 幸 也
等など

児童本

- クリスマスのおばけ
 - ばばあちゃんのクリスマスかざり
 - トリックアートクリスマス
 - ヘンテコリンおじさん
 - ぼくのへやのりすくん
 - いちにちどうぶつ
 - おつかいくん
 - ぞうはどこへいった?
 - ぞうはどこへもいかない
 - しろうさぎとりんごの木
 - 明日のカルタ
 - 伝説の双子ソフィー&ジョシュ
 - こども大図鑑恐竜
- せなけいこ
さとうわきこ
北岡 明 佳
みやにしたつや
とりごえまり
ふくべあきひろ
鈴木のりたけ
五味 太 郎
五味 太 郎
石井 睦 美
倉本美津留
マイケル・スコット
ダグラス・パーマー

このほかにも、実用書、趣味の本、児童書や絵本などたくさんのお本が入っています。あなたの読みたい本が図書館になれば、予約やリクエストができます。どんどん申し出て下さい。お待ちしております。





人口と世帯 (平成25年11月30日現在)

人口	7,594人	前月比 (-21)
男	3,533人	(-9)
女	4,061人	(-12)
世帯数	3,479世帯	(-2)

※平成24年7月9日から「外国人住民の住民基本台帳制度」の施行により人口と世帯に外国人を含んでおります。

今月の納税

納付期限 1月6日(月)
●固定資産税 第3期分
●町 県 民 税 第3期分

広報みなみ1月号 発行日の変更について

次号(1月号)は、編集・印刷スケジュールの都合上、発行日を変更させていただきます。

【次号発行予定日】

平成26年1月17日 (金)

死亡 出生 婚姻 人口動態

個人情報保護のため人口動態・社協

だよりはホームページでは公開しま

せん。

▼預託
社協だより

地籍調査 地元説明会が開催されました!!

平成25年10月31日 (木) 午後7時30分から赤松集会所において、赤松字新発谷地区の地籍調査地元説明会が開催されました。

美波町では、平成25年度から地籍調査事業を開始しましたので、最初の地元説明会となります。

土地所有者50名の方が出席され、地籍調査の進め方等についての説明を熱心に聞いていただきました。地籍調査を順調に進めていくために、皆様のご理解とご協力をお願いします。

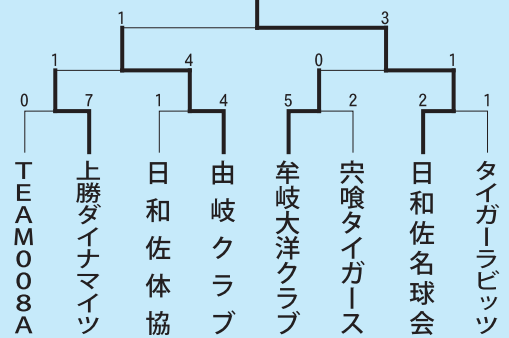


美波町建設課 地籍調査担当 ☎77-3618

第41回 うみがめ杯争奪野球大会

日時：平成25年10月27日 (日)
場所：旧日和佐高校グラウンド 町民グラウンド

優勝：日和佐名球会 準優勝：由岐クラブ



優勝した日和佐名球会チーム、準優勝の由岐クラブチーム